

「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の修正等について

1 地域防災計画及び細部計画等の見直し作業

(1) 「原子力災害時の避難等の防護活動及び被ばく医療活動に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)の実施(平成26年7月25日)

【検討会議の概要】

○日 時 平成26年7月25日(金) 13時30分～15時30分

○場 所 市庁舎3階 行財政局会議室

○検討委員 15人

(うち医師1人, 獣医師3人, 薬剤師2人, 保健師1人, 診療放射線技師1人, 消防吏員1人)

保健福祉局 保健衛生推進室(保健医療課長, 医務審査課長, 生活衛生課長)

消防局 警防計画課長

北 区役所(総務・防災課長, 健康づくり推進課担当課長, 衛生課長)

左京区役所(総務・防災課長, 健康づくり推進課担当課長, 衛生課長)

右京区役所(総務・防災課長, 健康づくり推進課課長, 衛生課長)

診療放射線技師

○事 務 局 行財政局防災危機管理室, 保健福祉局保健福祉総務課

○主な議題

(1)汚染検査及び除染について

(2)安定ヨウ素剤の予防服用について

(2) 主な検討結果

ア 汚染検査・除染に係る防護資機材(測定機器等)の保管場所

○配備する防護資機材及び保管場所

種 類	使用目的	保管場所
GM計数管式 サーベイメータ	汚染検査	【左京区】左京区役所, 花脊出張所, 久多出張所 【右京区】右京区役所, 京北出張所
NaIシンチレ ーション サーベイメータ	空間放射線 量率測定	【左京区】花脊出張所(*配備済, 平常時のモニタリングで使用) 【右京区】京北出張所(*配備済, 平常時のモニタリングで使用)
電離箱式 サーベイメータ	空間放射線 量率測定 (高線量測定)	【左京区】左京区役所, 花脊出張所, 久多出張所 【右京区】右京区役所, 京北出張所
ポケット線量計	要員の安全 確保	【左京区】左京区役所, 花脊出張所, 久多出張所 【右京区】右京区役所, 京北出張所
防護服	要員の安全 確保	【左京区】左京区役所, 花脊出張所, 久多出張所 【右京区】右京区役所, 京北出張所

※防災危機管理室(中京区)では上記の防護資機材の予備を保管

※除染設備は消防局で保管

イ 汚染検査・除染の役割・実施方法

○役 割

原則，区本部（区役所・出張所）の職員が実施し，夜間・休日等の初動対応について，消防部が協力する。

○実施方法

避難住民及びその携行物品（車両を含む。）の汚染検査を測定機器（GMサーベイメータ）を用いて行い，指針で定める基準を超えた場合には除染を行うこととしているが，その具体的な方法・手順及び記録様式等については，国の動向を注視しながら，引き続き検討を進めていく。

※ 現在，国においては，原子力災害時の避難住民等に対する汚染検査・除染を効果的に実施できるよう，汚染検査の手順や除染方法・廃棄物の処理などについてのマニュアル作成作業を進めている。

ウ 安定ヨウ素剤の保管及び責任者

医薬品である安定ヨウ素剤は，保健福祉局（京都市保健所）の生活衛生課長（薬剤師等）を責任者とし，総括的な管理（購入・配備・報告等）を行う。

また，保管する区役所（保健センター）及び出張所においても，保管庫の施錠や受払い等に関する責任者を設け，適切に管理する。

○統括管理者及び管理責任者

区 分	担 当 等	役 割
統括管理者	保健福祉局(京都市保健所)の生活衛生課長(※1)	・管理責任者からの定期的な管理報告 ・安定ヨウ素剤の調達・更新 ・京都府へ管理状況を報告
管理責任者	区役所(保健センター)衛生課長及び出張所長(※1)，防災危機管理室原子力災害対策課長(※2)	・管理簿による受払いの管理 ・使用期限の確認

(※1) 薬剤師でない場合は，薬剤師を副管理責任者として置く。

(※2) 防災危機管理室においては，生活衛生課長又は同課の薬剤師が副管理責任者となる。

エ 安定ヨウ素剤の配備

平成25年度に備蓄したUPZ(330人分)及びUPZ外(15,000人分)の安定ヨウ素剤を以下のとおり配備し，保管する。

○保管場所（※ただし出張所には薬剤師の職員がいないため，丸剤のみを配備する。）

薬品区分	場 所	
丸剤 (一般医薬品)	左京区	左京区役所(保健センター)
		久多出張所
		花脊出張所
	右京区	右京区役所(保健センター)
		京北出張所
	北区	北区役所(保健センター)
	中京区	防災危機管理室

薬品区分	場 所	
粉末剤 (原末)	左京区	左京区役所(保健センター)
	右京区	右京区役所(保健センター)
	北 区	北区役所(保健センター)
	中京区	防災危機管理室

○粉末剤の液状への調製者及び調製場所（新生児及び乳幼児用の安定ヨウ素剤）

粉末剤を保管している区役所（保健センター）の薬剤師又は医師が当該区役所で調製

オ 安定ヨウ素剤の配布・服用方法

緊急時の配布では、服用不適者又は慎重投与者の事前の把握は困難ではあるが、配布・服用の際には、医師の関与のもと、チェックシートを活用し、可能な限り、服用不適者等を確認するよう努める。ただし、避難等の防護措置に支障をきたす場合には、確認よりも配布・服用を優先する。

○配布・服用方法

避難時集合場所で、原則、医師の関与のもと配布・服用

行政区	地 域	配布場所（避難時集合場所）
左京区	久多地域	久多いきいきセンター
		左京区役所久多出張所
	広河原地域	元 京都市立堰源小学校 ほんみち京都山林管理事務所
右京区	京北上弓削町上川行政区	京都市立京北第三小学校
		弓削自治会館

○代替方法

薬剤師や防災担当職員による説明のうえ、配布・服用（口頭説明及びチラシ配布）

※ 現在、国において、「放射性プルームの影響を考慮したPPAの導入」及び「プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方」について、検討されているところである。

については、UPZ外の住民等への安定ヨウ素剤の配布・服用の手順等については、国の見解を見極めたうえで、検討を進める。

カ 安定ヨウ素剤の副作用対策

○配布・服用場所での医師による医療措置

○薬剤師等による服用時の注意説明

○服用時の注意や副作用に関するチラシの配布

○家族や職員による服用後（30分）の体調変化の観察

○医療機関への搬送準備（医療機関での医療措置）

キ 平時からの医師会及び医療機関等との協力体制の整備

副作用患者や体調不良者の受入れを円滑に行うため、医療機関等との協力体制を構築しておく。

ク 防災業務関係者の安全確保

平成25年度に備蓄した防護服や線量計など防護資機材を上記アからオの役割や要務に応じて、適切な場所に配備する。

2 検討結果を受けての地域防災計画の修正等

(1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正

別添 2 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編 新旧対照表」

(2) 原子力災害避難計画の修正

別添 3 「原子力災害避難計画 新旧対照表」

(3) 「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領（案）」の策定

別添 4 「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領（案）」